

関係委員意見聴取書面	
関係委員 (敬称略)	(所属) 東京農工大学 元教授 ----- (氏名) 星野 義延
聴取日	令和3年11月29日(月)
聴取者	環境省大臣官房環境影響評価課環境影響審査室 河田審査官 環境省大臣官房環境影響評価課環境影響審査室 浮田審査官
要領4.(2) 利害関係者の除外	
・意見聴取しようとする事業に係る利害関係の有無。 利害関係 有 ・ <input checked="" type="checkbox"/> 無	
要領4.(3) 秘密保持の承諾	
・環境影響評価法手続に基づき作成される図書に含まれる希少な動植物種の生息・生育地の情報その他の秘匿すべき情報を外部にもらさない旨の承諾。 _____ <input checked="" type="checkbox"/> 承諾 ・ _____ 非承諾	
< 関係委員意見概要 >	
ムラサキベニシダ等の重要な植物について	<ul style="list-style-type: none"> ・ ムラサキベニシダは、照葉樹林の林床に生育するシダのため、周辺で樹木の伐採が行われると、光環境や土壌状態の変化により、生育に影響が出る可能性がある。 ・ ムラサキベニシダは、ニホンジカに採食されていることが知られているため、減少傾向にあるのは間違いなく、移植の必要がないとは考えられない。 ・ ムラサキベニシダは、環境省レッドリストで絶滅危惧 IA 類に指定されている植物であるので、まずは計画変更等による回避を検討し、回避ができない場合は移植を検討すべきと考える。移植先の候補地としてはやや湿潤で深度のある土壌がある森林が考えられる。移植後はシカによる採食の影響も懸念されるので、食害対策も必要と考える。 ・ サツマハチジョウシダ、キンチャクアオイ、ナツエビネ、ガンゼキランは栽培に関する知見がかなり蓄積されているので移植できると考える。 ・ 移植後の事後調査は、3年間は必要である。最初の1年間は、移植そのものの成否を確認し、その後は生育状況を調査することで、移植個体の定着を判定すべきである。